

平成29年3月24日

各 位

共同研究及び受託研究に係る各種改正について

国立大学法人山口大学

平成16年4月から国立大学法人に移行し13年が経過しました。その間、弊学に数多くの企業や行政機関等から共同研究及び受託研究のお申込みをいただき、産学官連携による研究を実施してきました。

これまで、皆様より寄せられた共同研究及び受託研究制度に対するご意見や改善要求等に基づき、継続的に制度の改善に努めてまいりましたが、平成28年11月30日に文部科学省及び経済産業省が策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を受けて、弊学においても産学連携を深化させるための体制を強化するために、現行の共同研究及び受託研究制度について抜本的な見直しを行うこととしました。

この度、学内での検討結果を踏まえ、以下の点について制度等を見直し、契約手続の迅速化、柔軟な契約交渉、研究活動を支える基盤の強化等を通じた更なる共同研究及び受託研究の促進を図ることとしました。

主な改正点及び改正適用時期は次のとおりです。

・主な改正点

1. 契約手続の迅速化

これまででは、研究者の所属する学部において受入審査委員会を開催し、研究の受入を決定した後に、契約を締結しておりました。

このたび、契約手続を見直し、学部での受入審査委員会は開催せず、契約締結時に学部の受入意向を併せて確認することで、契約締結プロセスの合理化及び迅速化を図りました。

従前発行しておりました「受入決定通知」につきましても、今後はこれを省略致しますので御了解ください。

2. 共同研究契約書雛形の改正

① 契約項目表の導入

共同研究の研究内容等の表示を分かり易くするために、研究題目、目的、期間及び経費等について、契約書の最初に「契約項目表」として表示しました。

② 知的財産権の取り扱いについて

共同研究の実施に伴い創造された発明等の取り扱いについては、実際に発明等がなされた際にその取り扱いを協議し、共同出願契約等を通じて取り扱いを定めることとしました。

なお、これまでに契約実績のある案件につきましては、ご相談の上、従前どおりの内容

で契約することも可能です

3. 管理運営経費（通称、間接経費）率の見直し

国からの経常的な支援が年々減少している状況に伴い、弊学においても各種経費の節減に努めてまいりましたが、施設の維持及び人件費等に代表される直接経費以外に必要となる共同研究及び受託研究を支える経費（以下、「管理運営費」という。）においても、現状の8%（受託研究の場合は20%）では経費が不足し、研究活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況になってきております。

また、「第2期科学技術基本計画」及び「産学連携による共同研究強化のためのガイドライン」に代表される国の指針に基づき、共同研究に実際に必要となる管理運営経費の適正化を図ることが求められております。

については、設備等に代表される研究活動を支える研究基盤の充実等のため、共同研究及び受託研究の管理運営経費の取扱いについて、下記のとおり見直すことにいたしました。大学の財政状況が厳しい中、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

- 共同研究に係る管理運営費

（改定前） 直接経費の8%以上 → （改定後） 直接経費の10%以上

- 受託研究に係る管理運営費

（改定前） 直接経費の 20% → （改定後） 直接経費の 30%

- 改正適用時期

改正適用時期： 平成29年4月1日以降

ただし、上記3. の管理運営経費率の見直しについては、
平成29年7月1日以降に締結する契約（変更契約を含む。）
からの適用となります。

お問い合わせ先

学術研究部 産学連携課 研究契約係

電話：0836-85-9960

E-mail： yuic@yamaguchi-u.ac.jp